

平成 31 年 3 月 18 日

〔 毒物劇物営業者
特定毒物研究者・使用者 各位
毒物劇物業務上取扱者 〕

大阪府健康医療部長
(公 印 省 略)

G 2 0 大阪サミットに向けた毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について

平素は、本府の毒物劇物行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、大阪府では、本年 6 月 28 日、29 日に G 2 0 大阪サミットが開催されることとなり、様々な方面で準備や対策を進めているところです。

事業者の皆さまが取り扱われている毒物及び劇物は、テロ等の違法行為に使用される恐れもある化学物質です。皆さまにおかれましては、下記 1 のチラシや通知内容にご留意いただき、譲渡手続き及び交付制限の順守、保管管理の徹底等についても日頃から十分な注意を払っていただきますようお願いいたします。

また、毒物及び劇物の盗難、紛失の事態が生じた場合、又はその疑いがあると思われる場合には、直ちに最寄りの警察署に届け出るとともに、速やかに、本府に報告していただきますようお願いいたします。

なお、当該通知は、下記 2 のアドレスにも掲載しております。

記

1. (1) 啓発チラシ「毒物劇物の保管管理を徹底しましょう」
(2) 「毒物及び劇物の適正な販売等の徹底に対する協力要請について」
平成 31 年 1 月 25 日付け、生環第 43 号、大阪府警察本部生活安全部生活環境課長 別添 1
(3) 「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」
平成 31 年 1 月 10 日付け、薬生総発 0110 第 1 号、薬生薬審発 0110 第 2 号、薬生監麻発 0110 第 5 号、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、同医薬品審査管理課長、同監視指導・麻薬対策課長 別添 2
2. 【大阪府健康医療部薬務課ホームページ】
「府民及び事業者のみなさんへ：各種通知：平成 30 年度」

http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/tuuti/h30_2.html

【担当】

薬務課麻薬毒劇物グループ 嶋田、森
TEL : 06-6941-9078 (直通)